

つやま企業サポート事業

F Aロボット導入補助金交付要領

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、市内の事業所において生産性向上を図るための設備を導入又は更新する企業に対して、つやま企業サポート事業F Aロボット設備導入サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、市内の企業による円滑な設備投資を促進し、経営の安定化と競争力の強化を図ることで、本市の経済の持続的な発展をつなげることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、つやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) F Aロボット 自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種の作業（溶接、組立、搬送、塗装、検査、研磨、洗浄等）をプログラムにより実行することで、工場の自動化に寄与する機械をいう。
- (2) 生産性の向上 10パーセント以上の作業人数の省人化又は10パーセント以上の労働時間の短縮、10パーセント以上の生産量の向上、10パーセント以上の生産コストの削減のいずれかをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助金交付要綱第2条第1号に定める企業（以下「補助対象者」という。）をいう。ただし、補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象者が、市内の事業所において、生産性の向上を図ることを目的として、市内の企業が製造、販売するF Aロボットを導入又は更新するとき、その申請に基づき補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費は、直接人件費を除く補助事業を実施するために必要な経費とし、区分及び内容は別表に定めるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業に着手するまでに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) パンフレット等、見積書等
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他センターが必要と認める書類

（補助金の額）

第7条 補助金の交付は、1補助対象者当たり、補助対象経費の2分の1以内とし、同一年度において100万円を限度とする。

（交付決定）

第8条 センターは、前条の申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、書面により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は当該年度末日の10日前のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 補助対象経費の内容及び領収が確認できる書類等の写し
- (4) 導入したFAロボットの納入仕様書又はそれに代わる書類の写し
- (5) その他センターが必要と認める書類

（補助金の支払い方法）

第10条 補助金の支払いは、精算払いとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

この要領は、制定の日から施行する。

別表（第5条関係）

経費区分	内容
産業用ロボット 導入費	産業用ロボットの購入又は賃借（ただし、賃借の場合は、補助金交付年度内に支出するものに限る。）、搬入、据付若しくは調整等、産業用ロボットの導入に要する経費
導入に伴う 付帯経費	産業用ロボットの導入に伴い必要となった、構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費、及び活用に必要な技術指導の受入に要する経費
その他経費	ここに掲げるものの他、センターが特に必要と認める経費